

ロサンゼルス市長によるフェイスカバー着用命令の発出

2020年4月8日

○4月7日、ガルセッティ・ロサンゼルス市長は記者会見で、10日(金)午前0時1分より、日常生活に必要不可欠(Essential)とされている業種で働く者及びその顧客は、フェイスカバー(マスク等)を着用しなければならない旨の命令(Worker Protection Order)を発表しました。(詳細は以下リンク先を参照ください)

<https://www.lamayor.org/sites/g/files/wph446/f/page/file/WorkerProtectionOrd.pdf>

○これにより、開店している商店(スーパーマーケット、薬局、レストラン等)などで買い物する際、顧客側においてもフェイスカバー(市販マスクである必要はなく、鼻と口を覆える大きめの布等での代用が可能とされています)の着用が義務づけられ、着用していない場合にはサービスを断られる可能性もあるとしています。

○会見の中で同市長は、フェイスカバー着用の義務化のほか、従業員のフェイスカバーは雇用主の費用負担により着用させること、トイレなどを清潔にして従業員が手洗いを励行できる環境を提供すること、就業中は感染拡大を防ぐための物理的な距離をとる(Social Distancing)こと、小売店ではレジ係と顧客との間にガラスなどの障壁を設けることなどを働きかけています。

○つきましては、ロサンゼルス市内での必要不可欠な買い物等での外出時には、フェイスカバーの着用を忘れずに励行願います。また、緊急の案件でのご来館時にも、右着用のご協力をお願いいたします。

なお、当館では、これまでも窓口係員はマスクと手袋を着用すると共に、領事待合室を含む館内の定期的な消毒を行っており、今後も継続いたします。

○CDC(米国疾病予防管理センター)より、米国全域においてフェイスカバーの着用が推奨されていますところ、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、米国に在住・滞在の方は、外出時のフェイスカバー着用をお勧めいたします。

○新型コロナウイルス感染症に関する当館HPの情報はこちら

https://www.la.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/m03_04_00001.htm

○領事業務取扱い時間等の一部変更はこちら

<https://www.la.us.emb-japan.go.jp/pdf/200319AnnouncementOpenHoursJP.pdf>